

第3期王寺町子ども・子育て支援事業計画策定業務委託仕様書

1 業務名称

第3期王寺町子ども・子育て支援事業計画策定業務委託

2 業務の目的

第3期王寺町子ども・子育て支援事業計画は、計画期間である令和7年度から11年度までの5年間における町の幼児期の教育・保育及び子ども・子育て支援事業の量の見込み、提供体制の確保の内容及びその時期を定め、幼児期の教育・保育事業等に関する町民のニーズに応えていく体制づくりを進めることを目的とし、子ども・子育て支援法第61条に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画として策定されるものである。本計画の策定にあたっては、子ども・子育て支援法に基づく基本方針の改正など、日々更新される子ども・子育て支援に関する国・県の政策、関連法規を踏まえながら、町の人口動態なども注視し、中・長期的な視点に立脚する必要があるものである。

3 業務期間

契約締結の日から令和7年3月31日まで

ただし、調査業務は契約締結の日から令和6年3月31日までとする

4 関係法規の遵守

本業務の実施にあたっては、下記の関係法令等を遵守すること。

- ア、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）
- イ、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）
- ウ、児童福祉法（昭和22年法律第64号）
- エ、上記の施行令、施行規則
- オ、その他の関係法令及び規程

5 業務委託内容

本計画の策定作業を効率的に進めるため、概ね次の業務を行うものとする。なお、ここに示す業務内容は、本計画策定にあたり必要最低限の事項を示したものであり、受諾者は、国の動向等を注視しながら、本計画の内容及び策定業務を充実させ、また、効率的・効果的に業務を実施するための企画提案を積極的に行うものとする。

(1) 現状把握と課題等整理

①ニーズ調査

ア、対象者：0歳から15歳までの子どものいる保護者と児童生徒

(保護者約2,200人と児童生徒約500人)

内訳：就学前児童のいる保護者約1,200人 小学生・中学生のいる保護者約1,000人

小学生高学年・中学生約500人

ニーズ調査に係る一切の業務(調査票の設計、調査票・封筒の作成、封入封緘及び発送手配)を受諾者において行う。ただし、基本幼稚園・保育園・学校等を通じて手渡しで配布、回収とし、一部郵送とする。郵送費は委託料金に含む。

イ、調査票は、国において令和5年度夏頃提示予定とされているこども大綱の案等骨太の方針を踏まえ、作成すること。

ウ、ニーズ調査の結果に基づき本町の子どもと家庭を取り巻く課題、並びに今後の子育てに対する住民の意向及びニーズについて把握する。※これまで実施してきたニーズ調査の再整理を含む。

②集計及び分析

ア、全問について単純集計し、回答数及び割合を示した集計表及びグラフ等を作成し、設問ごとに解析を行うこと。

イ、国の『市町村子ども・子育て支援事業計画等における「量の見込み」の算出等の考え方(作業の手引き)』(以下「作業の手引き」という。)(令和5年度改訂予定)に基づき、分析及び量の見込みの算出を行うこと。その他、こども基本法に基づくこども計画に係る策定方法が示された場合には、それを踏まえて作業を行うこと。

ウ、ニーズ調査の分析結果から読み取ることのできる本町の子ども・子育てに関する傾向と課題を受諾者の専門的見地より示すこと。

エ、本町の実情及び第2期計画の進捗状況等の評価を行い、評価に基づく課題分析を行いその内容を取りまとめる。

(2) 王寺町子ども・子育て会議の運営支援

ア、会議等提出資料の作成

分析・提案資料等の会議資料については、町との事前協議に基づき修正等を反映させた状態で会議日の14日前までに納品すること。

イ、会議等への出席及び会議録の作成

子ども・子育て会議は、5回開催の予定。

会議録は、全文・要約ともに会議翌日から10日以内に納品すること。

ウ、会議での助言等

各事業の量の見込み及び課題整理に対し、助言すること。

エ、会議当日は担当者が適宜オブザーバーとして出席し、会議の円滑な運営に必要な支援を行う。

(3) 町への助言・支援

ア、こども家庭庁など国が提示したこども基本法やこども大綱等に基づく方針等、奈良県が策定する計画等、町の関連計画等との整合を図るため、その内容について把握し、助言すること。

イ、計画書の内容・構成・施策体系等に対し、助言、支援を行うこと。

ウ、計画策定に向けた打合せ等を随時行い、町と調整を行うこと。

(4) 計画骨子案の作成

ア、基本理念等の設定

現状把握と課題整理、現行計画の検証を踏まえ、今後、計画を推進するため、計画の目的や視点、基本理念、位置付け、期間及び基本目標について設定を行う。

イ、基本方針の設定

現状把握と課題整理、現行計画の検証を踏まえ、計画を策定するにあたっての基本方針設定を行う。

ウ、検討事項の体系化と施策の構築

検討事項を体系化し、計画の骨子に沿って施策の構築を行い、計画書の素案（修正・校正を含む。）を委託者に提示する。施策の構築にあたっては、国の示す指針を考慮するとともに、国の最新動向も把握すること。

エ、評価指標（数値目標）の検討・設定

(5) 計画書素案の作成（計画書のデザイン、編集、イラスト作成、校正を含む。）

上記で実施や検討された内容について十分精査し、町と綿密に協議したうえで、計画の素案として取りまとめを行い、計画書の内容について編集を行う。

ア、表紙・本編ともに、タイトル、図表、イラスト等を組み入れ、住民に分かりやすく、親しみやすいものとなるようデザイン（見せ方）等を工夫した計画書として仕上げる。計画内容の図表やイラスト等については、あらかじめ町に提案し、提供を受けること。

イ、計画書の素案作成の際には、本町が策定している王寺町総合計画、王寺町地域福祉計画、及び教育振興基本計画等と整合するものであること。

ウ、誤字、脱字、表現の統一の検査及び校閲を行うこと。

(6) 計画書・概要版の作成

ア、受託者は、以下のとおり計画書等（以下、「成果品」という。）を作成し、町へ提出する。

なお、誤りが認められた場合は、速やかに受託者において訂正を行い、その作業にかかる費用は受託者負担とする。

6 成果品

- (1) 調査報告書及び調査業務にかかるデータ
グラフや図表、イラスト等を用い視覚的に分かりやすい内容とすること
- (2) 計画書：A4版 120ページ程度（表紙レザック1色、本文1色）150部
- (3) 計画書概要版：A4版8ページ程度（4色）100部
- (4) 上記のデータを収録した電子媒体（CD-R等）

7 契約代金の支払い

業務を完了し成果品の納入確認後、受託者からの請求により支払う。

8 その他

- (1) 守秘義務
受託者は、本業務中に知り得た事項について、本町の承諾なしに他に漏らしてはならない。業務の実施に伴い個人情報を取り扱う場合は、王寺町個人情報保護条例に掲げる事項を遵守しなければならない。また、本業務が終了し、又は解除された後においても同様とする。
- (2) 権利の帰属
本業務の実施により得られた成果品及び派生する権利等の副産物は、すべて町に帰属するものとする。
- (3) その他
本仕様書に記載されていない事項や業務の遂行にあたって疑義が生じた場合には、本町と協議のうえ決定するものとする。

9 担当事務局（納入場所）

王寺町役場健康子育て支援部子育て支援課

〒636-8511

奈良県北葛城郡王寺町王寺2-1-23

TEL 0745-73-2001（代）（内線184）

FAX 0745-73-6311

E-mail kosodate-k@town.oji.nara.jp